

# 一送・利用事業者間の合意事項

- 利用事業者が「特定計量システムを利用したサービス」を申込み際に合意いただく内容は以下のとおり。

実施項目	合意形成（合意事項）の内容
連絡体制等の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>受電点事業者から当社への連絡先は、当社ホームページ「特定計量システムを利用したサービス」に記載の連絡先とする。</li> <li>当社から受電点事業者への連絡先は、申込書に記載の連絡先とする。</li> </ul>
外部機器・システムの遮断と再接続に関する合意形成	<p>【遮断条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特例計量器もしくはSMに重大な脆弱性が発見された際には、当社の判断で遮断する。</li> <li>特例計量器からSMに対し、不正アクセスもしくは異常通信が発生した際には、当社の判断で遮断する。</li> </ul> <p>【再接続条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遮断の際に発生したインシデントが解消され、双方が問題なしと判断した際に、再接続する。</li> </ul>
当社から利用事業者（および利用事業者から当社）への通報に関する合意形成	<p>【電力SMシステムの安全性・安定性を損なうおそれがある事態（セキュリティインシデントや無線端末紛失、認証情報漏洩等）が発生又は発覚した場合の報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生事象、対処計画（発生内容、発生場所、各機器およびシステムへの影響、今後の対応計画・経過連絡頻度等）</li> <li>要因、対処方法（発生原因、対策方法、対策計画、再発防止策等）</li> </ul>
責任分界点に関する合意形成	<p>責任分界点については、外部接続基準・ガイドライン「2-4 電力SMシステムおよび託送業務システムへの接続方式」のとおり。</p> <p>【当社側の責任範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力SMシステム（電力SM、SM通信NW、HES、MDMS）、託送業務システム、公開サーバ</li> </ul> <p>【利用事業者側の責任範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特例計量器等、無線端末、IoTルート、外部サーバ</li> </ul>
システムの維持・運用に関する合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメント（脆弱性調査等）を年1回以上実施する。</li> <li>システム利用者に対し、年1回以上セキュリティ教育、セキュリティインシデント発生時の対応訓練を実施する。</li> <li>特例計量器ID等およびIoTルート接続のために必要となる認証ID・認証パスワード・Pairing ID等の無線端末の情報などの重要情報に対する情報漏えい対策を実施する。</li> </ul> <p>なお、上記の実施状況について、当社から提示を求めた際、利用事業者は実施状況を提示するものとする。</p>